

○ 通告関係業務実施要綱の制定について

令和 4年 6月28日
岩警務 第 73号
岩交通 第 37号
岩手県警察本部長

通達の概要

通告関係業務の処理、報告要領、不納付事件等の送致要領等については、「通告関係業務実施要綱の制定について(例規)」(平成10年3月13日付け岩交指発第109号。以下「旧通達」という。)により定めているところであるが、この度別添のとおり「通告関係業務実施要綱」を改正し、本年7月1日から運用することとしたので、部下職員に徹底し、通告関係業務の適切な運用を図らきたい。

なお、旧通達については、本通達の実施に伴い廃止する。

※ 以下省略